

## 第6回総務省政策会議 議事要旨

日時 平成22年1月14日(木)13時15分～14時20分

場所 総務省講堂

- 議題 ① 通常国会における総務省提出予定法案について  
② 地方交付税法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律案について  
③ 平成22年度総務省所管予算(案)について  
④ 平成22年度地方財政対策について

<主催者等あいさつ>

内藤副大臣よりあいさつ

<主な意見・質疑>

内藤副大臣及び小川大臣政務官より資料に沿った説明後、出席者より質疑。

- 地デジについて、地元の放送局では不安の声が多い。高度テレビジョン法改正法案に関連し、これまではNHKと民放5局は比較的共同歩調だったが、これからは、NHKはあまねく公平にさらに中継局を設置していかなくてはいけない一方、民法はカバー率が元々低いことから共同歩調がとりにくい。これから各局は投資が厳しくなる。あるいは、送信側の中継局だけでなく、製作する放送の機材のデジタル化も進んでいない。ローカル局が厳しい状況にあることへの御理解を求めたい。

(内藤副大臣)

- ・ ローカル局の厳しい経営状況を今の地デジ化がさらに圧迫していることへの理解をお願いしたい、という要望だったと思うが、まだ具体的な詳細は申し上げる段階ではないが、今度提出させていただく放送法改正法案の中で、ローカル局を支援するような内容を盛り込むことも考えている。具体的に明らかになった段階で改めて伝えさせていただく。我々も問題意識は強く持っている。
- 受信側について、あと556日で、来年7月24日の地デジ完全移行を迎えるが、本当にできるのか。過疎地もさることながら、都市部でも、ビル陰など、新たな難視と言われる部分がかかり出るのではないかと。今までは、ビルを建てたことによってテレビを見られなくなった地域には、ビルの責任者がそれなりに自腹を切って手当をしてきた。今回は、地デジは国策であって、ビルを元々建てた人にとってみればあまり関係ない、勝手に地デジになるのになぜさらに負担しなければならないのか、という問題もある。その時に、補助制度もあるように聞いており、総務省では全額

措置するように要望しているようだが、財政当局は、個人もそれなりに負担せねばならない、1人平均35,000円までは自腹だというようだ。果たして国民の理解を得られるのか。その理屈で言うと、テレビは全員買い換えるから自己負担だが、テレビを買い換えるのに加え、新たにアンテナを立てるなど、たまたま住む地域によって生じる負担を負ってまで変えてくれるのか。残り数カ月というところに来て、地デジが対応できないということになったとき、今度は我々政治家の側から延期をしろという声ができるのでは。延期になると大変であることを国会議員にもしっかり説明してほしい。また、財政負担を財務省へもしっかりお願いをしていただきたい。世間一般あるいは国会議員に地デジの延期は大変な、テレビ局にとっては死活問題だということを知っていただきたい。

(内藤副大臣)

- ・ 受信側の問題では、テレビの負担は個人負担、テレビの購入に加え余りに膨大な費用がかかるものについてはよろしくないということで、共聴施設等について、様々な財政支援をやっている。
- ・ 一番大変なビル陰については、要請としてあったところをしっかりと受け止め、しっかりとした説明、また、仲裁も必要になってくると思うので、総務省としてできる限り手立てを講じながら、かなり大きな問題意識を持って対応していきたい。

○ 放送法改正法案について、情報通信法と言われている、9本を1本に融合することを目指すとのことだが、今回の法案はどの程度の段階なのか。逆に一本化する究極の目標があるとすると、今回できない部分はどこか。何合目くらいなのか。(内藤副大臣)

- ・ 情報通信法制の一本化は、前政権が目指していたもの。ところが、今の状況は、通信と放送が確かにブロードバンドインターネットによって通信も放送もわからないところまで来ているが、まだ完全に融合しているかという点、そうではない。現状を踏まえるとなかなか一本化できない状況も認めなければならない。通信・放送の縦割りの部分は残ることも事実。ただ、その中でも、法案は通信と放送の融合時代を踏まえた内容とさせていただいている。例えば、現在地上波に対してはハードとソフト一体でしか参入できなかったが、今の時代そのまま続けていいのかという問題意識から、ソフトとハードを分離しても参入できるということ。ただ、既存の事業者は、ソフトとハードが一体の時代に免許をとって参入した事業者ばかりなので、既存の事業者に対してハードソフト分離を命ずることはない。ただ、参入にあたってはソフト部分だけでも参入できるということで、あとは長い年月によってハードソフトがいいのか、分離がいいのか各事業者によって選択されていく、ゆくゆくはどちらか一方に落ち着くところに落ち着く。そういった内容も含んでいる。

○ 地方自治法の改正について、地方分権の受け皿として地方議会を充実させていくことは大変大事なことと思う。その中で定数設定の自由化と合わせ、議員報酬もセットで考えるべき。現在市町村の議員の報酬は10~20万円代で大変中途半端。議員を専門職として考える場合、特定の人・退官、退職された方や経済的にバックボーンがある方しかならず、若者や仕事を持ちながら投げ打って地方議会議員になろうという人達にとっては、非常に中途半端で安い。あるいは、地方議員をボランティア的な位置付けなら高すぎであり、中途半端。各地方自治体がそれぞれの議会をどう捉えるかも地方にとって自由であるなら、報酬も自由であっていいのではないか。

(小川政務官)

・ 報酬制限そのものは法令に書いてないが、御指摘は非常に重要な問題と認識している。300万人という横浜市から小さな自治体まで、あらゆる自治体がある。一部、福島県矢祭町のような挑戦も見られる。地域の実情に合わせていろんな議員の存在感やスタイルがあっただけという議論を進めようとしている。スタイルの在り方があって、適切な報酬のスタイルが不可分の問題として出てくるのだと思う。きちんと検討したい。

○ 永住外国人に対する法案が検討中ということだが、非常に悩ましい問題。永住外国人の人達だけを考えるといいが、地政学的には、日本は沿岸諸国からみると非常によい位置にある。日本の将来を考えると、危惧を持っている。議会が始まる中で本当に意見を聴く機会を十分にとれるのか。連立与党に対する説明も大切だが、与党議員にも説明を十分にやっていただきたい。また、法案の中身についても将来に禍根を残さないようしていただきたい。(内藤副大臣)

・ その心境は政務三役も共有している。閣法として政府が検討中であることも悩ましい。原口大臣も慎重に検討と言っているところ。慎重に法案の準備を進めていかなくてはならない。皆様の率直な御意見をいただきたい。

○ 私学助成費、高校授業料無償化の問題で、学校に対して支援金を出すということで、学校が代理受領をするとのことだが、学校側が代理受領したお金を生徒に直接渡すのか渡さないのか。

(小川政務官)

・ そのまま高校の授業料相当額に充当するため、その分親御さんから授業料をいただかない、という形で清算することになる。

○ 交付税の中に緑の分権改革、あるいは地域活性化・雇用対策の経費として、それなりの予算が組まれているが、その交付税における算定方法は。交付税で何を

単位にして算入するのか。

(小川政務官)

- ・ 目下検討中。過去、雇用関連等で創設された場合には、人口や面積、あるいは有効求人倍率など、関連する指標を客観的に捉えてできるだけ簡素な形でという努力をしてきたので、今回もそういったことが参考にはなるかと思う。

○ 直轄事業負担金の事務費の全廃に並んで、地方の公共事業費の事務費も全廃する方向になっているようだが、その点を確認したい。

(小川政務官)

- ・ 財源的には穴が空かないように、地方債等、そして交付税を利用した財源措置のある地方債で十分に手当てしてまいりたい。

○ 議員年金がもうもない。約10年前に地方議員年金の抜本改正を行ったが、合併が進んでいる中で放置しては10年前に戻ってしまう。検討状況如何。

(小川政務官)

- ・ 昨年暮れにかねてからの総務省の検討会としての考え方の整理だけは終えたところ。結論からすると両論併記、正確には4論併記になる。①一部掛金を引き上げ給付を切り下げる案、②より徹底する案、③議長会から提案のあった現行水準をできるだけ維持し国費で補てんする案、④廃止した場合の考え方、という4論を併記した段階にとどまっている。背景は合併が進み地方議員の数もかつては6万人おられた先生方も3万人になったということからきた構造的問題。今の試算だと、再来年度・平成23年度には資金ショートする見込み。いずれにしても、4論をベースにしながら今年の早い段階、遅くとも今年中には結論を得て法案を作成し、御審議をお願いするという手続に入らなければならない。ただ非常に重要な、しかも政治的にも大変重たい事柄であるだけに、党側にも検討を要請し、単に総務省だけでなく幅広い観点から検討をいただけるよう、議論の場を設けてまいりたい。残された時間は少ないが、しかし拙速にならないようしっかりと議論進めていきたい。重要な御指摘に感謝。

○ 永住外国人の参政権について、閣法で出すことに至った経緯がよくわからない。現在内部でどのような議論がされているのか。個人的には賛否をいう状況になくニュートラル。党内の議論の積み上げもあると思うが、具体的に議論がある程度進んでいるのならば、これまでの経過や議論の進行状況を教えていただきたい。

(階政務官)

- ・ 御案内のとおり今週の月曜日(1月11日)政府・民主党の首脳会議の中で、この問題については政府提出法案でやっていくという結論になった。それを受けて原口

大臣から、この法案についてどういう論点があるか、抽出の指示があったところ。まだそういう段階であり、法案の内容や、法案の叩き台をどのような形で議論を進めていくかは、また進展があれば御報告する。

- ICTの利用に関連し、過疎が進んでおり、その中で医師不足が加速している。医師を派遣せず看護師や保健師が、モニターをつけて医師が離れた状況で対応ができる。そういうICTの利用につなげていってほしい。

(内藤副大臣)

- ・ ICTの利活用について、医療分野への適用は絶対対応していかななくてはならない。特に過疎地域に対応していかななくてはならない。私自身もそういった実証実験の現場に訪れたことがある。前政権からだが、総務省と厚生労働省で一緒になって取り組み、実証実験を行っている。現政権においてももう一度整理し直さなければならないが、今後続けていき、問題点や論点を整理し、この分野でのICTの利活用を大いに進めていきたい。現段階では、遠隔医療は医療保険の給付にならない。医療として十分に効果があることを実証実験で見せていく。

- 独立行政法人の、一部余った資産の返還について、その不要な資産・資金をどういう風に具体的に工夫させて戻させるのか。

(階政務官)

- ・ 事業仕分けを受けた整理で、基金など余分な資産が6,000億円あることがわかった。当該基金は預金や有価証券を当てているが、法に基づき国庫に戻す。

- 独立行政法人の予算について、返納させるとなると真剣に使い切ろうとするのではないか。

(階政務官)

- ・ 基金は単年度ではなく、複数年度分のため、残っていたからといって使い切る性質ではない。別途、毎年度交付している運営交付金というものがあり、今回は対象となっていないが、それは使い切る可能性があるため、来年度以降御指摘を踏まえて検討していく。

- ICTの利活用と言っているが、よくわからない。「ICT」とは何か。

(内藤副大臣)

- ・ 今まで日本語で「情報通信技術」と言っていたが、「IT」だと情報処理に加えて通信が英語化されていなかったため、Information Communication Technology とし、通信を含む表記としている。ヨーロッパでも使用している用語。